

## 仕 様 書

委託名称 : 新千里西町近隣センター再整備検討業務

委託場所 : 新千里西町近隣センター 新千里西町3丁目2番

委託期間 : 契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで

### 1. 実施事業の背景

(目的) 千里ニュータウンのまちびらきから60年以上が経過し、近隣センターでは施設の老朽化が進んでおり、再整備等による機能更新の検討が必要な状況であり、より効果的な整備の可能性の検討を進めるもの。

### 2. 業務概要

(1) 業務対象地 新千里西町近隣センター

(2) 業務内容

- ① 近隣センター敷地内の建築条件等の確認・整理
- ② 近隣センター敷地内での分譲マンションが成立する条件の確認
- ③ 上記を踏まえた分譲マンションを除いた近隣センター敷地内での建物ボリュームの検討
- ④ 上記ボリュームで一般的に誘致できそうな施設・業態の検討
- ⑤ 新千里東町近隣センターの事例を元に隣接地に近隣センターを移転する場合の用途地域の変更ステップの検討
- ⑥ 隣接地の敷地規模(用途地域の変更部分)に応じた一般的な建物パターンの例示
- ⑦ 打合せ(2回程度)
- ⑧ 報告書作成

### 3. 成果品

次のとおりとするが、協議により変更する場合がある。

- ・業務報告書、議事録 3部
- ・上記の電子データ 一式

### 4. 納期及び納品場所

- ・納期 令和9年(2027年)3月31日
- ・納品場所 豊中市 都市計画推進部 都市整備課

### 5. その他

- (1) 個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を順守し、業務上知り得た内容を第三者に漏洩してはなら

ない。

- (2) 本業務に係る全ての成果品の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利を含む)は、豊中市に帰属すること。
- (3) 本業務に関する打ち合わせ、調査等の経費その他この業務に付随する必要な経費は全て受託者の負担とすること。
- (4) 本仕様書に明記していないものであっても、本業務遂行上必要な事項については、豊中市と協議の上、実施しなければならない。
- (5) 受注者は、本業務を一括して他に委託または請負してはならない。
- (6) 受注者は、貸与されたデータ及び資料等は、本業務以外には使用出来ない。また、業務完了後、速やかに豊中市へ返却すること。
- (7) 貸与図書の保管、その他一切の責任は受注者が負い、万一紛失または破損等の事態が生じた場合は、豊中市の要求する方法で賠償するか、修理を行い返却すること。
- (8) 受注者は、大阪府暴力団排除条例を順守すること。
- (9) 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定めること。
- (10) 本業務が完成した際には、その成果品について豊中市の検査を受けなければならない。  
これに不備等があった場合は、指定期日までに修正の上、再度納品すること。

#### 付近見取図

